

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員   | 延 長      |
|--------------------|------|-------------|----------|
| 魚沼市根小屋字清水上5182番7から | 新    | 6.5～8.4メートル | 74.8メートル |
| 同市根小屋字幅下526番3まで    | 旧    | 6.5～7.9メートル | 74.6メートル |